

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号51号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号52号及び53号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号52・53号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内の市街化調整区域内にある農地2筆で、2筆あわせての転用事業です。内容としては、資材置き場及び駐車場で、現在使用している置き場及び駐車場が使用できなくなることから、近隣で移転地を探していたところ、本社に近い当該地について、譲渡人との間で所有権移転の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、申請地の前面道路に給水管及び下水道管が埋設されており、500m以内に医療施設(病院)と公共施設(矢島公園)が存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日事務局職員と現地調査しました。当該地は、道路に接続していることや、周りの農地等への影響はないと思われること等から、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号52号及び53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号52号及び53号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。続いて、日程第3、非農地証明願について、議案番号54号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号54号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は少なくとも平成2年から駐車場として、農地法を良く理解しない状態で使用していました。その後申請者が相続し、農地法違反であることが判明したため申請に至りました。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、当該地が、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないことから第2種農地となります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて地区担当農業委員である1番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：先日事務局職員と現地調査しました。当該地は周りが住宅地で農地がない

状況なので、他農地への影響はないと思います。また、30年以上駐車場として利用しており畑に戻すのは困難であると考えられ、許可はやむを得ないと判断しました。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号54号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、日程第4、農地造成工事承認願について、議案番号55号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号55号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある市街化区域内農地3筆で、現況は田です。神奈川県が行う一級河川小出川河川改修工事に伴い、田としての利用ができなくなったことから、約700㎡の土を盛り、畑として利用する計画です。畑に転換後は、露地野菜を作付けする予定です。また、隣接地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番：先日事務局職員と現地調査しました。河川敷と住宅地の細長い農地であり、造成することによる他農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。ただし、当該地と南側農道との境界部分の施工については、今後の維持管理を考え、地権者と町道路課及び農政課と十分協議する必要があると考えます。

事務局：農地造成に伴う関係各課の事前協議では、道路課からの指示事項は特にありませんでしたが、町道との境界部分の施工については、今後の維持管理等を含め、再度町道路課及び農政課で十分協議するよう調整します。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号55号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。続いて、日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号56号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号56号を朗読)

(説明) 当該地は宮山地区、農用地区域内農地の1筆で、現況については畑です。当該地につきましては、平成25年から利用権設定され、3回目の更新です。期間については3年間です。借り手は当該地で実績があり、軽トラックなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	<p>3 番：先日事務局職員と現地調査しました。3回目の更新であり、現地では花苗の苗物の生産を引き続き行っている状況でした。特に問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号56号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>次に日程第6、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号56号～61号の6件、日程第7、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号62号及び63号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり6件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり2件それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 三留 清一

本議事録は、令和4年9月26日、承認・署名を得て確定しました。